

長崎県後期高齢者医療広域連合議会 会議録（令和5年2月定例会）

令和5年2月定例会

令和5年2月17日（金曜日）午後1時00分開会

長崎県市町村会館6階 会議室

議事日程

- 日程1 会期について
- 日程2 議席の指定について
- 日程3 会議録署名議員の指名について
- 日程4 副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程5 協議等の場に係る報告について
- 日程6 経過等の報告事項について
- 日程7 長崎県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例
- 日程8 長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程9 長崎県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程10 長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程11 長崎県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の変更について
- 日程12 令和4年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
令和4年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程13 令和5年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
令和5年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程14 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について
- 日程15 議会運営委員の選任について
- 日程16 議会運営について
- 日程17 一般質問

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26名）

1番	大谷 恵次 君	2番	淡田 邦夫 君
3番	横山 弘藏 君	4番	百武 辰美 君
5番	村井 達己 君	6番	吉永 秀俊 君
7番	山脇 博 君	8番	山口 憲一郎 君
9番	寺澤 佳洋 君	10番	矢崎 勝己 君
11番	瀧瀬 栄子 君	12番	神之浦 伊佐男 君
13番	山口 欽秀 君	14番	小島 徳重 君
16番	神田 全記 君	17番	水上 享 君
18番	相浦 喜代子 君	19番	川崎 剛 君
20番	松井 大助 君	21番	佐藤 文子 君
22番	永田 秀人 君	23番	田山 藤丸 君
24番	林 広文 君	25番	岩永 福子 君
26番	五輪 清隆 君	27番	深堀 義昭 君

欠席議員（1名）

15番 谷口 一星 君

説明のため出席した者

広域連合長	田上 富久 君	副広域連合長	古庄 剛 君
副広域連合長	杉澤 泰彦 君	事務局長	本多 浩志 君
企画監兼次長	中村 浩二 君	総務課長	有川 和彦 君
事業課長	山下 利久 君	保険管理課長	三谷 浩 君

事務職員出席者

書記 吉村 貴志 君

＝開会 午後 1 時 0 0 分＝

○議長（深堀義昭君）

出席議員は定足数に達しております。

これより令和 5 年第 1 回長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

初めに、例月出納検査報告につきましては、配付されております報告書のとおりであります。本件は地方自治法の規定により報告されたものでありますので、ご了承をお願いいたします。

日程 1 「会期について」を議題といたします。今定例会の会期は本日 1 日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしておりますとおりにすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（深堀義昭君）

ご異議ないと認めます。よって会期は 1 日間と決定いたしました。

日程 2 「議席の指定について」、各議員の議席は、お手元に配付いたしております議席表のとおり指定いたします。

次に日程 3 「会議録署名議員の指名について」は、4 番 百武辰美議員及び 26 番 五輪清隆議員を指名いたします。

ここで、連合長から発言の申出がありますので、これを許します。

連合長。

【田上富久君 登壇】

○連合長（田上富久君）

皆様、こんにちは。

本日は広域連合議会 2 月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご健勝にてご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、今後、全国的に減少傾向が続くと見込まれていますが、いまだに予断を許さない状況になっています。また、インフルエンザも流行の注意報が長崎県内に発表され、新型コロナウイルス感染症との同時流行に伴う救急医療のひっ迫が懸念されています。さらなる感染拡大を防ぎ、県民の皆様が安心して医療を受けていただけるよう、私たち一人一人が感染防止対策を徹底していかなければならないと考えています。

さて、去年は後期高齢者医療制度における大きな制度改正であります「被保険者の窓口負担割合 2 割の導入」が施行されました。このような中、国においては、さらなる制度の見直しが検討されていますので、このことを含めて 2 点お話をさせていただきます。

1 点目は国の動きについてです。後期高齢者医療制度の保険料負担の在り方の見直しについて、政府が設置する全世代型社会保障構築会議が昨年 1 2 月に取りまとめた報告書において、後期高齢者の保険料負担と現役世代の支援金について、負担能力のある高齢者に応分の負担を求めつつ、1 人当たりの伸び率が均衡するような見直しを図ること、具体的には賦課限度額や所得に係る保険料の引上げなどが示されました。また、出産育児一時金を引き上げるとともに、その費用の一部を後期高齢者医療制度が支援する仕組みの導入や、今後、高齢者人口のさらなる増加と人口減少を見据えて、かかりつけ医機能が発揮される制度の整備なども示されました。本広域連合といたしましては、このような国の動きを注視し、的確な情報収集を行い、各市町への情報提供と情報共有を図りながら必要に応じて、全国協議会を通じて、国に対して意見を述

べていきたいと考えています。

2点目は、「広域連合の取組について」です。広域連合では令和6年度から11年度までの6か年を計画期間とする「第3期データヘルス計画」を、令和5年度に策定します。この計画は広域連合が取り組む保健事業を、効率的かつ効果的に実施するために策定する大事なものですので、今後、国の動向をはじめ、市町の皆さんの意見などもお聞きしながら策定していくこととしております。また、令和2年度から取り組んでおります「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」については、国が掲げている「令和6年度までに全ての市町村で実施する」という目標を、本広域連合においてもこれまでどおり目指し、関係市町と積極的に協議を進めてまいります。

本日は「令和5年度一般会計及び特別会計予算」や「条例制定・改正」などの議案を提案することとしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げますとともに、各議案に対しまして、議員皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○議長（深堀義昭君）

次に日程4「同意議案第1号」を議題といたします。連合長の説明を求めます。

連合長。

【田上富久君 登壇】

○連合長（田上富久君）

同意議案第1号は、副広域連合長の選任につき、議会の同意を求めるものでございます。広域連合規約第11条第1項及び第13条第4項の規定により、市町の長のう

ちから2名を選任することとなっており、現在1名が欠員となっております。この副広域連合長として、佐々町の古庄剛町長を適任者と認め、選任したいと存じます。

ご賛同・ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（深堀義昭君）

同意議案第1号「副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」は、直ちに採決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（深堀義昭君）

ご異議ないと認めます。

ご異議がないようでございますので採決をいたします。古庄剛君を副広域連合長の選任について、同意することにご異議はありませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（深堀義昭君）

ご異議ないと認めます。

よって同意議案第1号は同意することに決定いたしました。

ただいま選任されました古庄剛副広域連合長から発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

古庄副広域連合長。

【古庄剛君 登壇】

○副広域連合長（古庄剛君）

皆さん、こんにちは。

ただいまご推挙いただき、副広域連合長に選任をいただきました佐々町の古庄で
ございます。皆様方にはどうぞよろしくお願い申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、長寿化の進行ということで、その果たす役割
というのは大変重要なことになっていると考えております。本広域連合におきまして
も、後期高齢者の皆様が安心して適切な医療を受けられますように、適正な運営に努
めるとともに、保健事業を充実させていきたいと考えておりますのでよろしくお願い
申し上げます。

また、微力ではございますが、田上広域連合長の補佐役として尽力してまいりたい
と考えておりますので、議員の皆様方におかれましては、ご指導、ご協力をいただき
ますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単でございますけど、就任に当たりま
しのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（深堀義昭君）

次に日程5「協議等の場に係る報告について」を議題といたします。

本件は地方自治法第100条第12項及び長崎県広域後期高齢者医療広域連合議
会会議規則第125条の規定に基づき、協議等の場を臨時に設けたもので、報告しよ
うとするものであります。その内容はお手元に配付しております資料に記載のとおり
でありますので、ご了承をお願いいたします。

次に日程6「経過等の報告事項について」事務局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（有川和彦君）

それでは「経過等の報告事項について」ご説明いたします。ピンクの表紙1ページをご覧ください。前回開催の議会定例会以降における広域連合の主要な事項について、経過などの報告をいたします。

1 国の動向についてです。

昨年12月16日、政府が開催する全世代型社会保障構築会議の報告書が取りまとめられ、後期高齢者医療制度については、出産育児一時金の増額に伴う後期高齢者医療制度が費用の一部を支援する仕組みの導入、保険料負担の在り方の見直しなどが示されました。このことを踏まえ、12月末に閣議決定された令和5年度予算案においても、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを令和6年度から導入することとし、その対象額を令和6年・7年度は出産育児一時金全体の2分の1、令和8年度から出産育児一時金全体とすることとされました。

また、後期高齢者の保険料負担の在り方の見直しについては、賦課限度額の見直しを2年かけて行うこととし、併せて、保険料のうち所得割の引上げも令和6年度から行うこととされました。今後これらの医療保険制度改革に必要な改正法案が国会に提出されることとなります。

続きまして2 新型コロナウイルス感染症対応に関する施策についてです。

(1) 傷病手当金制度について、国の通知に基づき規則の改正を行い、適用期間を令和5年3月31日まで延長いたしました。令和5年1月末現在における令和4年度の支給実績は決定件数が23件で、支給総額は93万8,532円です。

(2) 保険料の減免について、国の示す減免基準に基づき保険料減免申請の受け付けを引き続き行っております。令和5年1月末現在における令和4年度分の減免状況は決定件数が48件で、金額は278万1,700円です。

続きまして、2ページをお開きください。

3 国に対する要望についてです。

令和4年11月17日、全国の広域連合で組織する全国後期高齢者医療広域連合協議会は、高齢者数がピークを迎える2040年を展望し、後期高齢者医療制度の基盤強化や持続性を確保し、必要な改善を図るため、国による積極的な対応や実現に向けた取組を要望し、7項目についての要望書を加藤勝信厚生労働大臣宛てに提出いたしました。

なお、同要望書は、参考として4ページから7ページに掲載しております。

続きまして4 懇話会についてです。

懇話会は、後期高齢者医療制度の円滑な運営に関して広く意見を求めるため設置しているもので、被保険者代表、保険医・保険薬剤師及び公益を代表する委員10名で構成されています。第2回目は令和4年12月6日に開催し、出席者は10名でした。協議内容、主な質問・意見は記載のとおりです。参考といたしまして、3ページに懇話会委員名簿を載せております。

以上が「経過等の報告事項」でございます。

○議長（深堀義昭君）

ただいまの経過報告についてはご了承をお願いいたします。

次に日程7「議員提出議案第1号」を議題といたします。

提案理由について説明を求めます。

五輪議員。

【五輪清隆君 登壇】

○26番（五輪清隆君）

皆様、お疲れさまです。長崎市選出の議会運営委員長の五輪清隆です。

ただいま議題となりました議員提出議案第1号については、お手元に配付しており

ますとおりでございますが、7名の共同提案者を代表いたしまして、私から提案理由を申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の見直しに伴い、議会が地方公共団体の機関から除外され、当該法律の適用対象とはなっておりませんが、議会における個人情報を保護し、個人情報の取扱いにおいて、執行機関との差が生じないためにも、当該法律の共通ルールに沿った自律的な措置を講じるため、所要の整備を行うものでございます。

どうぞご審議の上、皆さん方のご賛同を賜りますようお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長（深堀義昭君）

それでは、議員提出議案に対する質疑を行います。なお、質疑の際には質疑箇所のページをお示しくさせていただきますようお願いいたします。

11番 淵瀬議員。

○11番（淵瀬栄子君）

1点お尋ねをしたいと思います。1ページの定義第2条に、この条例において個人情報とは生存する個人に関する情報であつてということで、生存する個人とされておりますので、この点についての説明をいただきたいと思ひます。

○議長（深堀義昭君）

総務課長。

○総務課長（有川和彦君）

先ほどの定義ですが、個人情報保護法でも生存する者という定義になっております

ので、条例においても法律に準じた形でそのような記載としております。

以上です。

○議長（深堀義昭君）

なければこれをもって、議員提出議案第1号に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。議員提出議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合の議会の個人情報保護に関する条例」に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

【討論なし】

○議長（深堀義昭君）

なければこれをもって討論を終結し、採決をいたします。

議員提出議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（深堀義昭君）

ご異議ないと認めます。よって議員提出議案第1号は原案のとおり可決されることに決定いたしました。

次に日程8「議案第1号」を議題といたします。提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（本多浩志君）

ただいま上程されました議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例」について、ご説明いたします。白色の表紙「定例会議案」は1ページから7ページまで、緑色の表紙「定例会説明資料」は1ページから7ページまででございます。併せてご覧いただきたいと思います。説明に入ります前に当日配付資料として「令和5年第1回長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会議案書及び説明資料正誤表」をお配りしておりますが、正誤表に記載のとおり条例の制定年である「令和5年」を「令和4年」と誤って記載しておりました。これは議案書等の作成時の確認不足が原因でございます。今後、このようなことがないよう、記載内容の確認を確実にしながら議案書等の作成に努めてまいります。議員の皆様にはご迷惑をおかけしてしまい、本当に申し訳ございませんでした。

それでは、第1号議案の説明をさせていただきます。

まず白色の表紙「定例会議案」の3ページをご覧いただきたいと思います。3ページ下段の提案理由に記載のとおり、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、個人情報保護に関する法律が改正されました。これにより個人情報保護に係る取扱いが改正法に一元化されたことから、本広域連合において必要な事項を定める必要があるためこの条例案を提出するものです。

条文につきましては4ページから7ページに記載しておりますが、その内容につきまして、緑色の表紙「定例会説明資料」でご説明したいと思います。申し訳ございませんが、「定例会説明資料」緑色の表紙の2ページ及び3ページをご覧いただきたいと思います。2ページに「主な内容」等を記載しておりますが、先に3ページをご覧いただきたいと思います。先ほど提案理由で申し上げましたが、個人情報保護制度の見直しの全体像を記載しております。資料上段の四角の枠の①に記載のとおり、これまでの個人情報保護に関する3つの法律を1つの法律に統合し、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールとして規定すると

ともに、全体の所管を内閣府の外局である個人情報保護委員会に一元化することとされました。これを受け、条例制定を行おうとするものでございます。

申し訳ありませんが、2ページをご覧いただきたいと思います。資料中ほどの「主な内容」でございますが、まず「1」に記載のとおり、改正法による全国共通のルール適用に伴い、改正法を施行させるための内容、具体的には開示請求に係る手数料、審査会への諮問、運用状況の公表等について条例で定めるものでございます。また、今回の条例制定に伴い「2」に記載のとおり、これまでの「長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」を廃止するとともに、「3」に記載のとおり「長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開条例」及び「長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例」について、所要の整理を行うものでございます。

「主な内容」の一番下に記載のとおり、施行期日は令和5年4月1日でございます。4ページには、情報公開条例の一部を改正する条例の新旧対照表を、5ページから7ページには、情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の新旧対照表を記載しておりますのでご参照いただきたいと思います。

議案第1号の説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（深堀義昭君）

それでは、議案に対する質疑を行います。なお、質疑の際は質疑箇所のページをお示しくさせていただきますようお願いいたします。

11番 瀧瀬議員。

○11番（瀧瀬栄子君）

4ページなると思いますが、ここに定義が示されております。先ほどの議員提出議案では個人情報とは生存する個人に関する情報ということで定義されておりましたけ

れども、私はこの議案に目を通したのですが、生存する個人に関する情報という文言を見つけ出し切れなかったのですが、その点を確認させていただければと思います。

○総務課長（有川和彦君）

長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例におきましては、基本となるのが国の法律になります。国の法律では、先ほど言われました文言についてはうたわれており、それを補完する上でこの条例を制定いたします。ただし、議会は対象外となっておりますので、先ほどの記載をするということになります。

以上でございます。

○議長（深堀義昭君）

ほかにございませんか。

ほかにないようでございますので、これをもって議案第1号に対する質疑を終結いたします。

これより議案第1号、「長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律の施行条例」に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

【討論なし】

○議長（深堀義昭君）

なければこれをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（深堀義昭君）

ご異議ないと認めます。よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に日程9「議案第2号」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（本多浩志君）

ただいま上程されました議案第2号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。白色の表紙「定例会議案」は9ページから15ページまで、緑色の表紙「定例会説明資料」は9ページから14ページまででございます。併せてご覧いただきたいと思います。

それでは、白色の表紙「定例会議案」の11ページをご覧いただきたいと思います。ページ下段の提案理由に記載のとおり、地方公務員法の一部を改正する法律により、地方公務員の定年が国家公務員と同様に引き上げられます。広域連合職員は地方自治法の規定に基づく派遣職員であるため、定年等については派遣元の自治体の関係規定の定めるところによりますが、管理監督職の勤務上限年齢に関しては、広域連合の管理監督職の取扱いに関わることから所要の整備を行うものです。

改正条文につきましては、12ページから15ページに記載しておりますが、改正内容につきまして緑色の表紙「定例会説明資料」でご説明したいと思います。申し訳ございません、「定例会説明資料」緑の表紙の10ページをご覧いただきたいと思います。10ページの中ほど、主な内容の「1」に記載しておりますが、先ほど提案理由でお話をしたとおり広域連合における（1）管理監督職勤務上限年齢を60歳とすること、そして（2）に記載のとおり、管理監督職勤務上限年齢制の特例として公務の運営に著しい支障が生ずる場合は留任、または転任等を可能とする特例を国と同様

に規定するものでございます。併せて「2」に記載のとおり、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例において引用している地方公務員法の条文の条番号が法改正により変更となったことから、所要の整備を行うものでございます。施行期日は一番下に記載のとおり令和5年4月1日でございます。

11ページから13ページには、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表を、14ページには人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

議案第2号の説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（深堀義昭君）

それでは議案に対する質疑を行います。なお、質疑の際は質疑箇所のページをお示しくさせていただきますようお願いいたします。ありませんか。

なければ、これをもって議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより議案第2号、「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例及び人事行政の運用等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論へ入ります。

【討論なし】

○議長（深堀義昭君）

ないようですので討論を終結し、採決を行います。

議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（深堀義昭君）

ご異議ないと認めます。よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に日程10「議案3号」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（本多浩志君）

ただいま上程されました議案第3号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。白色の表紙「定例会議案」は17ページから20ページまで、緑色の表紙「定例会説明資料」は15ページから17ページまででございます。併せてご覧いただきたいと思います。

それでは、白色の表紙「定例会議案」の19ページをご覧いただきたいと思います。ページ下段の提案理由に記載のとおり、令和5年度以後の低所得者に係る保険料の均等割、軽減判定に用いる額が見直されることに伴い、所要の整備を行うものでございます。改正条文につきましては20ページに記載しておりますが、改正内容につきまして緑色の表紙の「定例会説明資料」でご説明したいと思います。

「定例会説明資料」緑色の表紙の16ページをご覧いただきたいと思います。16ページの中ほど、主な内容の「1」に記載しておりますとおり、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、令和5年度以後の保険料を算定する際に被保険者均等割の軽減判定に用いる額を改めようとするものでございます。（1）に記載しております5割軽減におきましては、世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を28万5,000円から29万円に引き上げ、（2）に記載しております2割軽減におきましては（1）と同様、被保険者の数に乘すべき金額を52

万円から53万5,000円に引き上げることにより、被保険者の負担軽減を図ろうとするものでございます。施行期日は一番下に記載のとおり令和5年4月1日でございます。17ページに医療に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

議案第3号の説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（深堀義昭君）

それでは、議案に対する質疑を行います。質疑の際は、質疑箇所のページをお示しくださいようお願いいたします。

13番 山口議員。

○13番（山口欽秀君）

緑の資料の16ページをお願いします。今回の改正のところで、高齢者の医療確保に関する法律施行令の改正に伴うということですが、これは国の改正に伴うということでの改正であるということでしょうか。

まず、それを聞きます。

○保険管理課長（三谷浩君）

ご質問にお答えいたします。16ページの右が制定根拠でございます。高齢者の医療の2段目でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正・政令、これが令和5年1月18日に政令が公布されております。これに基づいたものになります。

以上です。

○議長（深堀義昭君）

13番 山口議員。

○13番（山口欽秀君）

国の施行令の改正ということですが、これだけ物価上昇とか国民生活に多大な影響が出ている今の状況の中で軽減を県独自、特に広域連合の立場から7割は触れられない、5割、2割の軽減も小幅ということですが、そのあたりの県独自の軽減についての配慮、考え方がなかったのかどうかお聞かせください。

○議長（深堀義昭君）

事務局長。

○事務局長（本多浩志君）

ご質問にお答えいたします。この5割軽減、2割軽減、先ほどご答弁をさせていただいたとおり、国の政令改正により実施するものでございます。これを県独自で対応するとなりますと、結局、その分が被保険者の皆さんの保険料というところに跳ね返っていきます。ですから、私どもは国の法律の改正、そういったものに準じた形で軽減判定というものはしていきたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（深堀義昭君）

11番 刈瀬議員。

○11番（刈瀬栄子君）

議案の20ページに関わる場所ですけれども、軽減対象となる額が見直されるこ

とによって対象となる方が広がると理解をいたしております。5割軽減と2割軽減の対象者の見込み数というのは緑の説明資料47ページに記載されているのがそれに当たると理解しておりますけれども、令和4年8月24日に出されました経過等の報告事項の3ページに令和4年度の保険料軽減の状況というのが7割、5割、2割の対象者数と割合というのが示されておりますけれども、今回のこの見直しによって7割、5割、2割の対象となるいわゆる軽減される対象者の割合がどれほどになるのかというところで見込みが出されておりましたら、それを示していただきたいと思います。

○議長（深堀義昭君）

保険管理課長。

○保険管理課長（三谷浩君）

今回、国の政令の改正を行った主な目的というものは、5割軽減及び2割軽減の対象の世帯の方の生活水準が変わらなければ、次年度、令和5年度においても引き続き当該軽減対象の世帯となるようにというところで、令和4年度の消費者物価、これらの伸びの見通しなどに考慮して改正が行われたものでございます。このため、令和4年度は5割軽減対象者が2万7,034人で、割合は12.2%でございました。2割軽減対象者は2万2,498人で、割合では10.2%でございました。おおむね令和5年度も、国の考え方でいきますと同程度の数値になるのではないかと見込んでおるところです。

以上です。

○議長（深堀義昭君）

ほかにありませんか。

淵瀬議員。

○ 1 1 番（瀧瀬栄子君）

47 ページのところに示してある軽減割合の人数からしますと、先ほど説明いただいた5割軽減、2割軽減の対象人数としては増えるのですけれども、割合としては被保険者が増えるということもありますでしょうから、割合としては同程度だと理解してよろしいでしょうか。

○ 議長（深堀義昭君）

保険管理課長。

○ 保険管理課長（三谷浩君）

47 ページの資料をご説明いたします。この47 ページの保険基盤安定負担金、この人数を算定するというのは、その当該年度の9月30日までの被保険者の実数ということになっていますから、私が説明した数値とちょっとずれてございます。

以上です。

○ 議長（深堀義昭君）

ほかにございませんか。

これをもちまして、議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより議案第3号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。

ありませんか。

【討論なし】

○議長（深堀義昭君）

なければこれをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（深堀義昭君）

ご異議ないと認めます。よって「議案第3号」は原案のとおり可決されました。

次に日程11「議案第4号」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（本多浩志君）

ただいま上程されました議案第4号「長崎県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の変更」についてご説明いたします。白色の表紙の「定例会議案」は21ページから24ページまで、緑色の表紙の「定例会説明資料」は19ページから21ページまででございます。併せてご覧いただきたいと思っております。

それでは、白色の表紙「定例会議案」の23ページをご覧いただきたいと思っております。ページ下段の提案理由に記載のとおり、広域計画は地方自治法第291条の7第1項の規定に基づき広域連合議会の議決を経て策定しております。今回、個人情報の保護に関する法律が公布され、この法律が個人情報の保護に係る全国共通のルールとなったことから、広域計画において所要の整理をするものでございます。

広域計画における変更内容につきましては24ページに記載しておりますが、緑色の表紙「定例会説明資料」でご説明したいと思っております。21ページをご覧いただきたいと思っております。こちらに第3次広域計画の一部変更に係る新旧対照表を記載しており

ます。資料右側が現行、左側が変更案でございます。この広域計画は提案理由でご説明しましたように、地方自治法の規定に基づき広域事務を総合的かつ計画的に行うために策定しているものでございます。先ほど、第1号議案でご審議いただいた個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、廃止することといたしました「長崎県広域高齢者医療広域連合個人情報保護条例」を引用している部分が右側、現行の中ほどの下線部分でございます。これを右側、変更案の中ほどの下線部、個人情報に関する全国共通のルールとなる「個人情報の保護に関する法律」に変更するものでございます。施行期日は令和5年4月1日でございます。

議案第4号の説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（深堀義昭君）

それでは、議案に対する質疑を行います。なお、質疑の際は質疑箇所のページをお示しくさせていただきますようお願いいたします。

ありませんか。

なければ、議案第4号に対する質疑を終結いたします。

これより議案第4号「長崎県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の変更について」に対する討論に入ります。

【討論なし】

○議長（深堀義昭君）

なければこれをもって討論を終結し、採決を行います。議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（深堀義昭君）

ご異議ないと認めます。よって「議案第4号」は原案のとおり可決されました。

次に日程12「議案第5号」及び「議案第6号」を一括議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（本多浩志君）

ただいま上程されました議案第5号「令和4年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び議案第6号「令和4年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、一括してご説明いたします。

まず議案第5号「一般会計補正予算（第1号）」でございますが、白い表紙の「定例会議案」の27ページをご覧いただきたいと思います。一般会計補正予算（第1号）は、第1条に記載のとおり歳入歳出それぞれ1,261万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を2億3,917万9,000円とするものでございます。なお、各費目の予算につきましては、28ページ及び29ページの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

次に議案第6号「特別会計補正予算（第1号）」でございますが、43ページをご覧いただきたいと思います。特別会計補正予算（第1号）は、第1条に記載のとおり歳入歳出それぞれ38億5,967万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額2,325億1,015万5,000円とするものでございます。なお、各費目の予算につきましては、44ページ及び45ページの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

補正予算の主な内容につきまして、緑色の表紙の「定例会説明資料」によりご説明いたします。「定例会説明資料」の24ページ及び25ページが一般会計補正予算の見積総括表、26ページから27ページが特別会計補正予算の見積総括表でございます。

28ページ及び29ページをご覧ください。今回の一般会計及び特別会計補正予算の主な内容を「2 補正予算概要図」によりご説明いたします。この28ページ及び29ページ、見開きで資料を記載しておりますが、上段が一般会計、下段が特別会計でございます。まず上段、一般会計でございますが、資料左側、歳入において令和3年度の決算剰余金を7款 繰越金として1,261万7,000円を受け入れます。その横、【歳出】の枠に矢印が伸びておりますが、2款 総務費 財政調整基金費において、基金積立金の財源となります。

次に下段の図、特別会計をご覧ください。28ページに記載しております【歳入】の枠囲みの中の大きな枠、8款 繰越金として令和3年度の決算剰余金のうち、令和4年度当初予算計上分を除く63億4,283万4,000円を計上しております。このうち、まず【純剰余額】15億4,477万円につきましては、29ページに矢印が伸びておりますが、【歳出】6款 基金積立金の財源となります。28ページ、【歳入】の8款 繰越金の枠に戻っていただき、【純剰余額】の下、【要精算額】47億9,806万4,000円につきましては市町、国、県、支払基金への精算返還の財源といたします。【要精算額】のうち、市町への精算6億6,074万4,000円、一番下の支払基金への精算18億2,241万7,000円につきましては、それぞれ左側の枠に記載しております1款1項 市町負担金及び4款1項 支払基金交付金の令和4年度中に受け入れる金額との間で相殺処理を行います。次に、国への精算22億738万6,000円及び県への精算1億751万7,000円につきましては、29ページに矢印が伸びておりますが、【歳出】8款 諸支出金23億1,490万3,000円の財源として国及び県に対する返還を行います。次に、29ペ

ージ【歳出】の右側の枠、1款 総務費のレセプト点検事業費における不用見込額1,400万円を減額し、その財源分を矢印のとおり6款 基金積立金において、先ほどご説明しました令和3年度決算剰余金のうち、【純剰余額】15億4,477万円と合わせた15億5,877万円を財政調整基金に積立てを行おうとするものでございます。

30ページには療養給付費負担金について、今回の補正予算後の市町ごとの一覧表を記載しておりますのでご参照いただきたいと思います。

議案第5号及び議案第6号の説明は、以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（深堀義昭君）

それでは、議案に対する質疑を行います。なお、質疑の際は質疑箇所のページ数をお示しくさせていただきますようお願いいたします。

22番 永田議員。

○22番（永田秀人君）

お疲れさまです。緑の資料の27ページ、第6号議案に関する説明でお聞きしたいのですが、27ページの歳出項目の中の1の総務費、2の医療費適正化事業、1レセプト点検事業費の中にレセプト点検業務委託料の不用見込額に1,400万円というのがありまして、この理由をお聞きしておきたいなと思って質疑をしました。1つは結局、令和3年度までコロナ禍で受診控えがあった結果、例えば、レセプト総数が減って点検数が減ったという話なのか、それとも例えば委託料がありますので委託先のコストカット努力、こういったものがあったのかどうか、そういう意味でどういった分で不用見込みが生じたかの分析がありましたら教えていただきたいと思います。

もう一点よろしいですか。ページで言いますと同じ見開きの26ページから27ペ

ージの両面にあります歳入で言うと繰越金、歳出で言うと基金積立金の中にインセンティブ相当の分が7,818万円というのが記載されているのですが、この剰余が生じた理由とかの何か分析がありましたら教えていただけますでしょうか。

2点、よろしくお願いいたします。

○議長（深堀義昭君）

保険管理課長。

○保険管理課長（三谷浩君）

まず1点目のご質問にお答えいたします。これまで後期高齢者医療広域連合や市町国保での点検実績がある、業務委託が可能な業者での制限付一般競争入札を執行した結果でございます。これは当初予算に対する落札率でいけば50.78%ございました。このため競争性が働いた結果であると考えております。

以上です。

○事業課長（山下利久君）

2点目のインセンティブ相当分についてお答えいたします。このインセンティブ相当につきましては国庫支出金となりますが、この国庫支出金につきましては、実施しております保健事業などの取組内容に対しまして採点を行い、この採点状況に基づき国から交付される交付金となります。この交付金の仕組み上、採点があった部分に対して交付されるという内容となっております。

以上でございます。

○議長（深堀義昭君）

11番 洲瀬議員。

○ 1 1 番（瀧瀬栄子君）

先ほど質疑された分と関係するのですけれども、ページ 5 5 のレセプト点検業務 1, 4 0 0 万円が減額されております。先ほどの答弁の説明では一般競争入札が働いて 5 0 . 7 8 % という状況になったということでありましたけれども、予算としては 3, 0 7 5 万 6, 0 0 0 円が計上されて、そして不用見込額が 1, 4 0 0 万円となっているわけですが、前年度も不用見込額が約 1, 7 0 0 万円出ておりました。こういうふうに例年不要額が出てくるということで、予算計上のときの見直しというのが協議されているのかどうか。それからレセプトというのは単価と件数で算出されるものと思っているのですけれど、そういう意味では入札した金額内ということではあると思いますけれども、件数などが分かっておりましたら、先ほどの議員さんの質疑でも受診控えみたいなものが反映されていないのかというお尋ねもありました。私もその辺がどうかと思っておりましたのでご説明をいただければと思います。

○ 議長（深堀義昭君）

保険管理課長。

○ 保険管理課長（三谷浩君）

点検業者から予算を見積もるための見積書を徴取して予算を組み立てていくわけでございますけれども、その見積りを、例えば 3 社から徴取したとしても、千数百万の見積りを出す業者もおれば、同じレセプトの点検件数であったとしても三千数百万というふうな見積額を出す業者もございます。これは業者によっては機械化、A I の自動判定とかそういう機械化を進めている業者もあれば、まだそこまで至っていない業者もあって、業者によって差異が大きくある現状でございます。安定的な執行をするという観点から、平均値で予算を組み立てた結果でございます。前年度も不用額が出てございますが、いずれも競争性が働いた結果、不用額が生じたものと考えていると

ころでございます。

以上です。

○議長（深堀義昭君）

11番 瀧瀬議員。

○11番（瀧瀬栄子君）

いわゆる受診控えがあるなしに関わらず、レセプトの点検の件数が減ったということではないと理解してよろしいでしょうか。

○議長（深堀義昭君）

保険管理課長。

○保険管理課長（三谷浩君）

説明が少し漏れておりました。これまでのデータでございますが、レセプトの点検実績を申し上げます。令和元年度は点検枚数が751万7,530枚でございます。令和2年度におきましては点検枚数716万5,893枚でございます。令和3年度の点検枚数が716万797枚でございます。

以上でございます。

○議長（深堀義昭君）

ほかにありませんか。

なければ、これをもって「議案第5号」及び「議案第6号」に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに順次討論・採決を行います。

まず、議案第5号「令和4年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

【討論なし】

○議長（深堀義昭君）

なければこれをもって討論を終結し、採決を行います。議案第5号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（深堀義昭君）

ご異議ないと認めます。よって「議案第5号」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「令和4年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」に対する討論に入ります。ありませんか。

【討論なし】

○議長（深堀義昭君）

討論を終結し、採決を行います。「議案第6号」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（深堀義昭君）

ご異議ないと認めます。よって「議案第6号」は原案のとおり可決されました。

次に日程13「議案第7号」及び「議案第8号」を一括議案といたします。提案理由の説明をお願いします。

事務局長。

○事務局長（本多浩志君）

ただいま上程されました議案第7号「令和5年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第8号「令和5年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、一括してご説明いたします。

まず、議案第7号「令和5年度一般会計予算」についてでございます。白い表紙「定例会議案」の59ページをご覧いただきたいと思います。第1条に記載のとおり歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,490万2,000円とするものでございます。また、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては、第2条及び第3条に記載のとおりでございます。歳入歳出予算の各款及び項ごとの金額につきましては、60ページ及び61ページの「第1表 歳入歳出予算」に記載のとおりでございます。

歳入歳出予算の詳細につきまして、緑色の表紙「定例会説明資料」によりご説明させていただきます。まず、32ページ及び33ページをご覧いただきたいと思います。32ページに歳入歳出それぞれの款ごとの金額を表にして記載しておりますが、この表の一番下の行、歳入合計及び歳出合計は先ほど申し上げたとおり、それぞれ2億3,490万2,000円でございます。この表を円グラフにしたものを33ページに記載しており上段が歳入、下段が歳出でございます。上段の歳入につきましては、市町からの分担金及び負担金が歳入総額の約95%を占めており、下段の歳出につきましては、職員給与費等を含む総務費が歳出総額の約98%を占めております。

それでは、歳入歳出予算の主な内容についてご説明いたします。34ページ及び3

5 ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入でございます。上段の 1 款 1 項 1 目 市町負担金 2 億 2, 2 2 7 万 4, 0 0 0 円でございますが、これは広域連合事務局に係る人件費、事務費等に対する市町からの共通経費負担金でございます。次に中ほどの 6 款 2 項 1 目 財政調整基金繰入金 1, 2 6 1 万 7, 0 0 0 円でございます。これは先ほどご審議いただきました議案第 5 号「令和 4 年度一般会計補正予算」により、積立てを行う令和 3 年度決算剰余金の事務費相当を取り崩すものでございます。3 4 ページの一番下、歳入総額は 2 億 3, 4 9 0 万 2, 0 0 0 円で、この行の一番右側、差引きの欄に記載のとおり令和 4 年度と比較して 8 3 4 万円の増となっております。

次に、歳出でございます。3 6 ページ及び 3 7 ページをご覧ください。まず、1 款 議会費 3 1 7 万 6, 0 0 0 円でございますが、これは議会定例会等の開催にかかる経費でございます。次に、2 款 総務費 2 億 2, 9 3 9 万 9, 0 0 0 円でございます。主なものとしましては、1 項 1 目 一般管理費は 2 億 2, 6 9 4 万 7, 0 0 0 円で、広域連合が直接支給する時間外勤務手当などの職員手当等、広域連合が負担する人件費負担金、事務室借上げや事務機器等にかかる経費などがございます。この一般管理費において広域連合への派遣職員の 1 名増員予定であることなどにより、8 1 7 万 9, 0 0 0 円の増となっております。3 8 ページ及び 3 9 ページをご覧ください。ただいまご説明しております 2 款 総務費においては、一般管理費のほか運営委員会費などを計上しており、また 2 項 1 目 選挙管理委員会費、3 項 1 目 監査委員費など、それぞれの事務等に係る経費を一般会計で計上しております。3 8 ページの一番下、歳出総額は歳入総額と同額の 2 億 3, 4 9 0 万 2, 0 0 0 円で、この行の一番右側、差引きの欄に記載のとおり令和 4 年度と比較して 8 3 4 万円の増となっております。

以上が令和 5 年度一般会計予算でございます。

引き続き、議案第 8 号「令和 5 年度特別会計予算」についてご説明いたします。白い表紙「定例会議案」の 8 5 ページをご覧くださいと思います。第 1 条に記載の

とおり歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,366億6,145万6,000円とする
ものでございます。また一時借入金及び歳出予算の流用につきましては、第2条及び
第3条に記載のとおりでございます。歳入歳出予算の各款及び項ごとの金額につきま
しては、86ページ及び87ページの「第1表 歳入歳出予算」に記載のとおりでござ
います。

歳入歳出予算の詳細につきまして、緑色の表紙「定例会説明資料」によりご説明いた
します。説明資料の42ページ及び43ページをご覧くださいと思います。4
2ページに歳入歳出それぞれ款ごとの金額を表にして記載しております。この表の一
番下の行、歳入合計及び歳出合計は先ほど申し上げたとおり、それぞれ2,366億
6,145万6,000円でございます。この表を円グラフにしたものを43ページ
に記載しており、上段が歳入、下段が歳出でございます。上段の歳入につきましては、
国庫支出金、県支出金、そして現役世代からの負担金である支払基金交付金の3つを
合わせますと、歳入全体の約83%でございます。また、各市町からの負担金である
市町支出金は約16%であり、被保険者の皆様から納めていただく保険料負担金は、
制度の趣旨から申し上げますと約10%となりますが、保険料の軽減等に係る国から
の補てん等がありますので、実質的には約6%となっております。下段の歳出につき
ましては、保険給付費が歳出全体の約99%を占めております。44ページをご覧い
ただきたいと思います。国庫や県費などの歳入の流れをまとめた表を記載しておりま
すのでご参照いただきたいと思います。

それでは、歳入歳出予算の主な内容についてご説明いたします。まず、歳入でござ
いますが、46ページ及び47ページをご覧ください。1款 市町支出金 1項1目
事務費負担金3億4,559万6,000円でございますが、これは保険給付に係る
事務費について各市町に負担いただくものでございます。2目 保険料等負担金19
2億7,782万8,000円でございます。前年度に比べ4億4,754万3,0
00円の増となっております。これは被保険者数の増に伴うものでございます。3目

療養給付費負担金 188億5,610万6,000円でございますが、これは保険給付費に係る市町の定率負担分で、負担割合は対象額の12分の1でございます。保険料等負担金と同じく、被保険者数の増に伴う保険給付費見込みの増により6億5,161万6,000円の増となっております。

48ページ及び49ページをご覧いただきたいと思います。2款 国庫支出金 1項1目 療養給付費負担金565億6,831万6,000円で、これは保険給付費に係る国の定率負担分で、負担割合は対象額の12分の3でございます。こちらも被保険者数の増に伴う保険給付費見込みの増により19億5,484万8,000円の増となっております。2目 高額医療費負担金10億6,893万5,000円でございますが、レセプト1件当たり80万円を超える医療費について、この超える額のうち保険料等でまかなうべき部分の4分の1を国が負担するものでございます。2項1目 調整交付金246億6,731万3,000円でございますが、これは広域連合間の財政を調整することを目的として交付されるものであり、49ページの説明欄の表に記載のとおり普通調整交付金189億3,789万3,000円、特別調整交付金57億2,942万円でございます。次に50ページ及び51ページをご覧いただきたいと思います。3款 県支出金 1項1目 療養給付費負担金188億5,610万6,000円でございますが、これは保険給付費に係る県の定率負担分で、負担割合は市町と同じく12分の1であり、被保険者数の増に伴う保険給付費見込みの増により6億5,161万6,000円の増となっております。2目 高額医療費負担金は国と同額の10億6,893万5,000円でございます。4款 支払基金交付金 1項1目 後期高齢者交付金930億1,145万4,000円でございますが、これは国民健康保険や協会けんぽ等、現役世代が加入している医療保険者が負担するものであり、こちらも被保険者数の増に伴う保険給付費見込みの増により32億1,422万3,000円の増となっております。52ページ及び53ページをご覧ください。5款 特別高額医療費共同事業交付金9,695万7,000円ござい

ます。これは広域連合の財政リスク緩和のため、国保中央会の共同事業により交付されるものでございます。7款 繰入金 2項1目 財政調整基金繰入金25億6,054万5,000円でございます。これは先ほどご審議いただきました議案第6号「令和4年度特別会計補正予算」により積立てを行う令和3年度決算剰余金の事務費相当分、令和4・5年度の保険料率改定に伴う被保険者の負担軽減財源として取り崩す令和5年度分、そして後ほど歳出においてご説明いたします次期標準システム機器更改に係る積立金分、合わせて25億6,054万5,000円でございます。10款 諸収入 3項4目 第三者納付金2億3,344万7,000円でございます。これは交通事故など第三者の行為により医療給付を行った場合の第三者に対する賠償請求に伴う納付金でございます。52ページの一番下、歳入総額は2,366億6,145万6,000円で、この行の一番右側、差引きの欄に記載のとおり令和4年度と比較して80億1,097万4,000円の増となっております。

54ページ及び55ページをご覧ください。次に歳出についてご説明いたします。

1款 総務費 1項1目 一般管理費4億8,010万5,000円でございますが、これは共同電算処理手数料や画像レセプト管理システム手数料など医療給付業務、被保険者資格管理業務、標準システム運用等に係る経費などでございます。55ページの説明欄をご覧ください。説明欄の一番下、5 標準システム機器更改経費2億836万3,000円でございます。この標準システムは私どもが行っております後期高齢者医療保険制度の事務処理が確実に実施できるよう全国の広域連合が使用しているシステムであり、5年ごとに機器の更改が行われております。現在のシステムが令和6年3月で保守期限を迎えることから、令和5年度に機器更改経費を計上するものでございます。なお、この標準システム機器更改経費の財源として歳入の7款繰入金でご説明した標準システム機器更改に係る積立て分を財源として充当することとしております。56ページ及び57ページをご覧ください。2項 医療費適正化事業費1億5,309万8,000円でございますが、その内訳は1目 レセプト

点検事業費4,038万4,000円、2目 訪問指導事業費1,192万8,000円、3目 普及啓発事業費524万5,000円、4目 懇話会費51万5,000円でございます。58ページ及び59ページをご覧ください。2項 医療費適正化事業費として、5目 医療費通知事業費7,878万8,000円、6目 第三者行為求償事業費1,623万8,000円でございます。次に、2款 保険給付費2,345億8,557万7,000円でございます。令和4年度と比較し81億716万1,000円の増となっております。主な内訳としまして、1項1目 療養給付費2,236億5,843万3,000円で、令和4年度と比較し71億8,173万5,000円の増となっております。いまだ令和元年度の水準と比べますと新型コロナウイルス感染症の影響により全体として低い状態で現在は推移しておりますが、令和5年5月には新型コロナウイルスの感染症の感染症法上の位置づけが見直されることとなり、感染防止対策の見直しが予想されること、また団塊の世代の方の加入に伴い、被保険者数が増加することなどを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響がなかった令和元年度までの実績を基に1人当たり給付費を推計し、増額を見込んでおります。60ページ及び61ページをご覧ください。2款 保険給付費 2項1目 高額療養費は88億2,832万4,000円、3項1目 葬祭費は2億7,800万円、2目 傷病手当金は87万円でございます。62ページ及び63ページをご覧ください。4款1項1目 特別高額医療費共同事業拠出金9,695万7,000円でございますが、内容は63ページの説明欄に記載のとおりであり、歳入でご説明しました5款 特別高額医療費共同事業交付金と同額でございます。次に、5款 保健事業費 1項1目 健康診査費5億472万3,000円で、前年度と比較し5,635万9,000円の増でございます。この健康診査費は各市町への健康診査業務委託料などであり、医療機関で受診する個別健診の受診者数の増を含め、受診対象となる全体の被保険者数の増によるものでございます。64ページ及び65ページをご覧ください。2目 その他健康保持増進費5億7,822万4,000円でございます。

その他健康保持増進費において取り組んでおります事業は65ページの説明欄及び67ページの説明欄に記載のとおりでございますが、67ページの説明欄「9 高齢者の特性を踏まえた地域保健事業」4億2,207万7,000円につきましては、令和2年度から実施している事業であり、令和4年度に実施している市町が17ございますが、令和5年度は、2市が新たに取組予定であり、全体で19市町が実施予定でございます。また、説明欄「10 データヘルス計画作成等事業」1,598万2,000円は、令和5年度において、計画期間を令和6年度から11年度までの6年間とする第3期データヘルス計画を策定する経費でございます。このデータヘルス計画は、広域連合が取り組む保健事業を、効率的かつ効果的に実施するために策定する計画でございます。68ページ及び69ページをご覧ください。9款 予備費は2億3,375万4,000円であり、68ページの一番下、歳出総額は歳入総額と同額の2,366億6,145万6,000円で、この行の一番右側、差引きの欄に記載のとおり令和4年度と比較して80億1,097万4,000円の増となっております。

以上が、令和5年度特別会計予算でございます。なお、70ページから79ページまで参考資料を記載しております。70ページから75ページには、一般会計及び特別会計の事務費負担金を、76ページ及び77ページには保険料等負担金を、78ページ及び79ページには療養給付費負担金について、それぞれ市町別の一覧表を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

80ページをご覧くださいと思います。本広域連合の財政調整基金の推移見込みを記載しております。この表の中ほど、令和4年度の中に※印で「調整」と記載した列がございます。これは歳出の説明の中で申し上げた、令和5年度に行う標準システム機器更改経費の財源として、前回の標準システム機器更改時、平成30年度の機器更改経費の予算不用額を保険給付費相当として積み立てていたことが判明しましたので、本来の事務費相当へ、令和4年度において調整を行うものでございます。

長くなって申し訳ございませんでした。「議案第7号」及び「議案第8号」の説明

は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（深堀義昭君）

それでは議案に対する質疑を行います。なお、質疑の際には質疑箇所のページ数をお示しく下さい。

13番 山口議員。

○13番（山口欽秀君）

緑の表紙の47ページです。保険基盤安定負担金の問題について質問いたします。まず1つ、先ほどの条例の改正の中で5割負担、2割負担については若干国に沿って改正がされたということではありますが、この保険基盤安定負担金についての7割については、以前は9割の負担から徐々に7割へというふうに下がってきたと、9割から7割へということで、コロナの前から計画的に減額の方針にのっとって来ているわけです。途中、令和2年に軽減の金額が上がってはいますが、今のコロナ禍、それから物価高の中でやはり国民の経済状況からいったら、もう一度軽減の抜本的な見直しが必要ではないかなと、先ほど言いましたように国に沿ってということですけども、それでは今の長崎県民の実情に合わないのではないかなと私は思います。財政的に確かに問題は多々あると思いますが、それはやはり県民の健康・医療を守るという点で長崎県が考えていくべきではないかなと、この点で7割、5割、2割の今の物価上昇、いろいろな経済状況、年金が上がっていないという状況では、やはり検討が必要であるし、今回の予算案にはそのあたりの検討がなされていないのではないかなと思うのが1点です。

もう一点の質問は、緑の65ページのその他健康保持増進費のところ、いろいろと事業が取り組まれております。その中で4 糖尿病性腎臓病重症化予防事業というのがあります。この予算が昨年度よりも減額されております。壱岐市の場合、この

事業に参加する人数も増えているという状況の中で、なぜこの糖尿病重症化を予防する事業の減額に至ったのかのご説明をお願いいたします。

○議長（深堀義昭君）

事務局長。

○事務局長（本多浩志君）

まず1点目の7割、5割、2割の見直しについて、広域連合として検討しなかったのかというご質問だと思います。先ほども申し上げましたが、実際に、これを県独自で、広域連合独自で軽減を拡大するということになりますと、全ての被保険者の皆様の保険料に跳ね返ってくるということがございます。それともう一つは議員がおっしゃった9割の軽減、これは特例措置といいますか、時限的な措置として本来7割、5割、2割の軽減というのが本則であります。これを一定期間だけ軽減を高めるという考え方のもと取られていた措置でございます。ですからこれが本則どおりの軽減になったということで私どもは理解しておりますし、先ほどからも申し上げておりますとおり独自の負担軽減といいますか、その措置については困難だと考えております。

まず1点目については、以上でございます。

○議長（深堀義昭君）

事業課長。

○事業課長（山下利久君）

2点目の緑の用紙の65ページ、4 糖尿病性腎臓病重症化予防事業の予算についてご説明いたします。この事業のメニューにつきましては、67ページの9番のところです。一体的実施がございしますが、この一体的実施の中で糖尿病性腎臓病重症化予防事

業を取り組む場合は一体的実施のほうで行うこととしてございます。そのために一体的実施を行う実施市町が増えた分、65ページの糖尿病性腎臓病重症化予防事業を単独で契約する分は減額を行ったというところでございます。

以上でございます。

○議長（深堀義昭君）

13番 山口議員。

○13番（山口欽秀君）

最初の軽減の問題ですが、老岐市の場合は、普通徴収に移った人が平成29年は988名です。令和4年はまだ途中ですが1,154人です、高齢者の。そういう意味でいうと高齢者がやはり特別徴収では払い切れないという層が端的に増えてきているという状況だと思います。これは極めて年金の低い人ですけども、それに相応して全体がこの物価高とか年金の引下げの中で強制的に天引きをされて年金が減らされているという状況の中で、やはり、かなり切り詰めて生活をせざるを得ないという状況が広がっていると思いますが、そういう意味で軽減をしなければ物価高で今回5,000円の幅で上がりましたが、物価上昇に見合うだけの軽減になっていないのではないかと私は強く思います。そういう意味で思い切った手当をしないと本当に病院にかかれないとか、保険料も払えないという状況が全体で広がると思いますが、そのあたりを今年だけに限らず今後、さっき言われるように制度的に軽減したら当然負担が増えるから駄目なんだと、でも保険料も払えない、病院にもかかれないという層を今までの状況ではつくりかねないという危機感というのはお持ちではないのでしょうか。

それから先ほどの糖尿病の問題ですが、検査自体とか事業そのものは質的には落ちることはないという理解でよろしいですかね。

分かりました。では1点目だけでよろしくお願ひいたします。

○議長（深堀義昭君）

事務局長。

○事務局長（本多浩志君）

先ほどから繰り返し申し上げておりますけども、この7割、5割、2割、今回5割と2割の判定をするための額というものを増額したという背景は、先ほど議員がおっしゃったとおり今の物価が上昇したといった状況を踏まえて、今まで軽減対象となっておられた方々が、令和5年度も軽減の対象となるようにということで国が試算をし、示してきた政令の改正でございます。ですから私どもとしては、この政令改正を踏まえ、軽減を行っていくということで考えております。

以上でございます。

○議長（深堀義昭君）

ほか。

山口議員。

○13番（山口欽秀君）

やはり実情に合わせて制度を変えていく、とりわけコロナ、この物価高は異常じゃないですか。この異常な中での高齢者の生活、医療を守るためにやはり行政がしっかりと支援をするという立場に立った事業をぜひお願いしたいと思います。

○議長（深堀義昭君）

広域連合長。

○連合長（田上富久君）

山口議員からのご質問ですけれども、先ほどから繰り返されておりますけれども、今回2割の導入等も含めて、まさしく制度が機能しながら存続するための改正でありまして、こういったことをしなければ制度自体が崩壊してしまう、このことによってより大きな問題が生じてしまうということを踏まえながらの制度改革ですので、こういった制度改革をしっかりと受け入れながら、その中で保険料等の試算について最大限の配慮をしながら取り組んでいくことが必要だと思っておりますし、また物価高等の対応につきましては、また別枠として国、県、市がそれぞれに対応してきています。そういった対応をしっかりとする中での対応になっていくものと、この制度の中でそれに対応をしていくことには限界があると考えております。

以上です。

○議長（深堀義昭君）

18番 相浦議員。

○18番（相浦喜代子君）

それでは議案質疑をさせていただきます。8号特別会計の分で49ページ、歳入で1件です。特別調整交付金ですが、昨年の決算審議のときにご説明いただいていたのですが、しっかりと確認をさせていただきたいと思って質疑をいたします。調整交付金のうちの原爆、それから被爆体験者ということで国からの交付金がありますが、これに関しては昨年の議案質疑のときに全体医療費の中の何%かに被爆者の方の医療費の割合がなければいけないというようなお話があったかと記憶しているものですから、それが条件としてあるというふうに確認しておりましたので、その説明を今一度お願いいたします。私の勘違いであれば、それは勘違いですということで構いません。

それから歳出で2点です。57ページ、これは普及啓発事業費は前年度からすると

3, 400万ほど減になっております。これは制度が変更になりまして、保険料の負担額、それから窓口負担額の増がありましたので、その啓発チラシ等の製作があつて増だった分であり、ある程度周知を図られたということで減になっているのか。

もう一つの歳出質疑につきましては67ページ、ここでは先ほどご説明がありました幾つかの事業の中の9番目、高齢者の特性を踏まえた地域保健事業でございますけど、諫早市はなかなかこれに関わっていなかったということで、私も一般質問をさせていただいた経緯もございまして、諫早市が今回17からプラス2に入っているのかどうかと、入っていたとすればどういう事業で今回はどういった企画になるのかについてお尋ねいたします。

○議長（深堀義昭君）

総務課長。

○総務課長（有川和彦君）

1点目についてお答えいたします。原爆被爆者にかかる医療費の件ですが、市町村ごとに調整前の調整対象需要額というものがございまして、被爆者にかかる額が占める割合が100分の3を超える場合に特別調整金の交付対象となっているということでございます。

以上でございます。

○事務局長（本多浩志君）

2点目の制度の周知の部分の予算が減額となっている、これは議員がおっしゃるとおり昨年度、令和4年度は制度改正等があり、この分について広く被保険者全員に周知するようにという国の指示もございました。これが一定落ち着いたということで、令和5年度においてはその分が減となっております。

以上でございます。

○議長（深堀義昭君）

事業課長。

○事業課長（山下利久君）

3点目の一体的実施でございますが、今回、諫早市は令和5年度から取り組むという事で意向をいただいております。事業内容につきましては、申し訳ございませんが今現在調整中でございますので、具体的な内容はもうしばらくお待ちください。よろしくお願いいたします。

○議長（深堀義昭君）

ほかにありませんか。

11番 瀧瀬議員。

○11番（瀧瀬栄子君）

緑色の冊子の47ページの保険料負担金のところでありますけれども、説明の⑦のところに滞納繰越分収納見込額として4,031万8,000円が計上されておりますけれども、これは前年度に繰り越される滞納総額が幾らあって、そのうち収納が見込まれる額として記載されたものだと思いますので、今の時点で滞納されている金額と件数を示していただきたいと思います。

それから、白い表紙の冊子の95ページの特別調整交付金のところに⑤として意見を聞く場ということで94万6,000円が計上されております。これは前年度が49万3,000円ですので増額されているわけですがけれども、意見を聞く場というそのものについての説明と、増額することによってどういう取組になるのかということ

でお尋ねをしたいと思います。

○議長（深堀義昭君）

保険管理課長。

○保険管理課長（三谷浩君）

47ページ保険料負担金⑦の滞納繰越分収納見込額ですが、この4,031万8,000円という内訳自体はページ数で申しますと77ページに出てまいりまして、右から3列目、の一番上に滞納繰越収納額というところになって、各市町の額の積み上げ、この合計が4,031万8,409円というところになりますが、この見込んだ部分については、これまでの滞納繰越分の予定収納率、平成30年から令和2年までの徴収の実績値の平均値で見積もったところで、収納率40.78%を使い、この金額を見積もったところでございます。

説明は以上になります。

○議長（深堀義昭君）

ほかにありませんか。

総務課長。

○総務課長（有川和彦君）

質問のありました意見を聞く場ということですが、この内容は実際は懇話会を指しております。懇話会の金額が前年度と増えているのですが、懇話会のメンバーの変更がありまして、その分に関する旅費とかそういった支出が増えたので金額が増えたことになります。

以上です。

○議長（深堀義昭君）

ほかにありませんか。

11番 淵瀬議員。

○11番（淵瀬栄子君）

滞納の分については77ページに記載されているということで説明を受けたのですが、金額が示されているわけですが、件数として示せるものがあつたらお尋ねをしたいと思います。

それから保険基盤安定負担金によって2割、5割、7割の軽減の措置がされているわけですが、それでもなお滞納しているという状況について、もしデータがありましたらそれぞれ軽減されている中で、それでも滞納としての件数がどれぐらいあるかというようなものがあつたら示していただければと思います。

○議長（深堀義昭君）

保険管理課長。

○保険管理課長（三谷浩君）

滞納の状況でございます。令和3年度決算では、滞納総額は8,677万393円ございました。件数は1万5,701件で、実被保険者人数は1,808人ございました。

説明は以上になります。

○議長（深堀義昭君）

11番 淵瀬議員。

○ 1 1 番（瀧瀬栄子君）

1, 808人の方が滞納されておられて、1万を超える件数があるということでしたけれど、軽減割合に対する2割、5割、7割別の人数というデータはないということでしょうか。

○議長（深堀義昭君）

保険管理課長。

○保険管理課長（三谷浩君）

軽減対象者の部分の滞納の件数は把握してございません。

以上です。

○議長（深堀義昭君）

ほかにご覧いませんか。

ほかはないようでございますので、「議案第7号」及び「議案第8号」に対する質疑を終結いたします。

これより各議案ごとに順次討論、採決を行います。

まず、議案第7号「令和5年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」に対する討論に入ります。

【討論なし】

○議長（深堀義昭君）

ないようですので討論を終結し、採決いたします。「議案第7号」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（深堀義昭君）

ご異議ないと認めます。よって「議案第7号」は原案のとおり可決されました。

次に議案第8号「令和5年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」に対する討論に入ります。

13番 山口議員。

○13番（山口欽秀君）

議案第8号「令和5年度長崎県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」に対する反対討論を行います。コロナ感染拡大の第7波が年末年始を襲い、多くの感染者を出し、高齢者の死者が多くありました。その波はいまだ続いております。生活用品の値上がり、電力料金、ガソリン代の値上げなど市民生活の大きな負担増となっており、生活は困窮を極めていらっしゃる方が多くあります。高齢者の多くが年金に頼って生活しており、この物価高騰によって苦しい生活を強いられています。壱岐市では1次産業の従事者が多く、国民年金に頼る生活になります。少ない年金のために60歳代は当然ですが、70歳を過ぎても農業、漁業の現役として、また土木作業の現場で働いている人を多く見かけます。1次産業でも漁業の不振は大きく、収入の激減の中で漁師の生活は困窮を極めております。後期高齢者が、ただでさえ少ない年金から医療保険料や介護保険料を天引きされ、生活を切り詰めています。そして高齢になればどうしても病気になって医療負担が大きくなって、その負担が生活に襲いかかっているのが現状であります。昨年10月、年収200万円以上の方が2割負担となりました。1割でも負担が大きいのに2割負担となり、市民のため息がさらに大きくなっております。私の母は93歳であります。昨年の10月は病院に5回かかり9,600円余りを支払いました。調剤費は2,200円余りでありました。母はまだ1割負担であります。1万

1, 800円余りの支払いであります。2割だとすると配慮措置があったとしても1万7,000円の負担でありました。一旦窓口で2万3,600円を払わなければならない、市民の悲鳴が聞こえてきます。こんな負担が後期高齢者にのしかかっているのが現状であります。このような高い医療費はどうしても払えない、そういう方があります。こんな高齢者いじめの医療制度は、憲法25条 全ての国民は健康で文化的な生活を営む権利を有することになっておりません。その2、国は全ての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないというふうに、憲法25条は記しております。国を県に読み替えれば同じように県の役割が明確になると思います。市民負担の現状を直視して、制度の変更が求められているのが現在ではないでしょうか。しかし政府は全世帯型社会保障の構築と称して、高齢者負担をさらに強めようとしているのが現状です。この動きに長崎県が、ただただ付き従うかどうか問われているのが現状です。高い保険料、高い医療費負担で受診控えが進んでいる高齢者の中から、家族に世話をかけずに早く死にたいとの声が聞かれる悲しい現実がある。70歳代の市民は、日本の高度経済成長を支えてきた世代であります。その世代への冷たい仕打ちがあってはなりません。温かい政治が求められております。制度が幾ら守られても国民の医療、生活が崩れてしまっただけは何もなりません。今の冷たい政治から転換し、後期高齢者の医療負担を軽減し、安心して医療にかかれる制度に変えることこそ、今求められている政治の役割、我々の役割ではないでしょうか。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（深堀義昭君）

これをもって討論を終結し、採決を行います。「議案第8号」を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者 起立】

○議長（深堀義昭君）

起立多数であります。よって「議案第8号」は原案のとおり可決されました。

次に日程14、選挙第1号「選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について」選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法にいたしましては地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名・推薦の方法がありますが、議長による指名・推薦の方法でご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（深堀義昭君）

ご異議ないと認めます。よって選挙の方法は議長の指名・推薦によって行うことに決定いたしました。

これより選挙管理委員会の委員について、お手元に配付いたしております名簿により、議長より指名をいたします。國弘達夫君、本田政明君、山平進君、川崎一成君、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名を選挙管理委員会の委員の当選人に決めることにご異議はございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（深堀義昭君）

ご異議ないと認めます。よって、ただいま指名をいたしました國弘達夫君、本田政

明君、山平進君、川崎一成君が選挙管理委員会の委員に当選されました。

次に選挙管理委員会の補充員について、お手元に配付いたしております名簿のとおり議長により指名をいたします。なお、補充順序につきましては指名の順序によって定めたいと思います。庄司智博君、平田國廣君、松添高明君、島田幸一郎君、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名を選挙管理委員会の補充員の当選人に定め、補充員の順序は指名の順序とともにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（深堀義昭君）

ご異議ないと認めます。よってただいま指名いたしました庄司智博君、平田國廣君、松添高明君、島田幸一郎君を選挙管理委員会の補充員に当選され、補充の順序は指名の順序のとおりと決定されました。

次に日程15「議会運営委員会の選任について」を議題といたします。

本件につきましては、現在の委員の任期が2月20日をもって満了することから、新たな委員を選任するものであります。委員の選任につきましては、議会委員会条例第5条の規定により議長において指名いたします。議会運営委員に長崎市選出、五輪清隆議員、佐世保市選出、永田秀人議員、平戸市選出、神田全記議員、松浦市選出、谷口一星議員、南島原市選出、寺澤佳洋議員、波佐見町選出、百武辰美議員、佐々町選出、淡田邦夫議員、新上五島町選出、大谷恵次議員、以上のとおり指名いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（深堀義昭君）

ご異議ないと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

次に日程１６「議会運営について」を議題といたします。

お諮りいたします。「議会運営について」を、議会閉会中の運営委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（深堀義昭君）

ご異議ないと認めます。よって議会閉会中の議会運営委員会に、「議会運営について」を付託することに決定いたしました。

それではここで暫時休憩をいたします。再開は１５時１０分からといたします。

（休 憩）

（再 開）

○議長（深堀義昭君）

次に日程１７「一般質問」を行います。なお、一般質問につきましては議会運営委員会の申し合せにより、質問・答弁を含めて１人につき３０分以内となっております。

１１番 荻瀬議員。

○１１番（荻瀬栄子君）

皆さん、お疲れさまです。西海市議会選出の荻瀬栄子でございます。

通告しておりました2項目について質問いたします。

第1項目目として、医療保険改革による後期高齢者の負担増について。今般の医療保険改革により出産育児一時金を42万から50万円に増額するに当たり、国費による支援措置は令和5年度限りとし、令和6年度以降は後期高齢者医療制度からの支援を導入することや、後期高齢者医療における高齢者負担率、現行11.72%について、令和6年度以降の後期高齢者1人当たり保険料と現役世代1人当たり後期高齢者支援金の伸び率が同じになるよう高齢者負担率の設定方法を見直す案が示され、介護保険の65歳以上の第一号被保険者の負担割合23%を参考に見直すとしており、後期高齢者にとって大幅な医療保険料の引上げとなるおそれがあります。昨年10月から医療費窓口負担に2割負担が導入された上に一気に後期高齢者の負担が増え、暮らしへの影響が危惧されますが、連合長の見解を伺います。

第2項目目として、原爆被爆者や被爆体験者に係る特別調整交付金の交付要件について。

令和4年8月議会において、原爆被爆者や被爆体験者に係る特別調整交付金の交付要件は、総医療給付費に占める原爆被爆者に係る医療給付費の割合が100分の3を超えなければならないという要件が設定されており、被爆者一人一人に寄り添った医療のためには、国に対して交付要件の見直しを求める必要があるのではないかと連合長の見解を伺ったところ、被爆者医療については国の責務で十分な財政措置をすべきものであると認識しているとのことで、引き続き財政支援の拡充を要望していくとともに、同じ特別な事情を持つ広島県の広域連合とも特別調整交付金に係る要望について、そのやり方を含めて意見交換をしていきたいと考えているとの答弁がありました。その後意見交換の機会があったのか、進捗状況を伺います。

よろしく願いをいたします。

○議長（深堀義昭君）

連合長。

○連合長（田上富久君）

洲瀬栄子議員の質問にお答えします。

まず1点目の医療保険改革による後期高齢者の負担増についてです。

2025年までに全ての団塊の世代が後期高齢者となり、全国的には2040年頃をピークとして高齢者人口が増え続ける一方で、現役世代の人口は今後急速に減少し、現役世代が負担する後期高齢者医療制度への支援金は引き続き増加が見込まれています。このような中、将来にわたり安定した医療保険制度を持続させるために、負担能力に応じて全ての世代で増加する医療費を公平に支え合う仕組みを強化する必要があります。そのため、国においては全世代型社会保障構築会議で議論が行われました。今回の医療保険改革で少子化を克服し、子育てを社会全体で支援するため出産育児一時金を引き上げ、その費用の一部を後期高齢者医療制度が支援する仕組みを導入することや、後期高齢者の保険料負担と現役世代の支援金について、負担能力のある高齢者に応分の負担を求めつつ、1人当たりの伸び率が均衡するような見直しを図るため、具体的には、賦課限度額や所得割率の引上げが示されました。今回の医療保険制度改革は、給付と負担のバランスや現役世代の負担上昇の抑制を図りつつ、全ての世代の方々が安心と信頼で支え合う、持続可能な医療保険制度を構築するため必要な改革であると考えています。

次に、2点目の原爆被爆者や被爆体験者に係る特別調整交付金の交付要件についてです。

特別調整交付金は地域固有の特別な事情がある場合に、その事情に応じて交付されるもので、長崎県においては被爆者医療が他県にない特殊な事情として特別調整交付金の対象とされています。本広域連合においては、今後、原爆被爆者や被爆体験者

である被保険者の人数が減少していくことが見込まれ、それに伴って特別調整交付金の減少も見込まれます。このことは本広域連合の財政面にも影響を及ぼし、その結果被保険者の皆様の保険料負担が増加する要因の1つともなってきます。ご質問の原爆被爆者や被爆体験者に係る特別調整交付金の交付要件の見直しに係る国への要望については、令和4年8月議会定例会以降、同じ事情を持つ広島県の後期高齢者医療広域連合と電話等で意見交換を行いました。その中で広島県後期高齢者医療広域連合においても、本広域連合と同調して国に要望していくことを確認しております。現在、本広域連合においては、令和5年春季の国への要望事項として調整中であり、今後、全国後期高齢者医療広域連合協議会に要望事項として提出することとしています。この原爆被爆者や被爆体験者に係る特別調整交付金の交付要件の見直しにつきましては、今後も広島県後期高齢者医療広域連合と意見交換や情報共有を行いながら国に対して要望していきたいと考えています。

以上、本壇からの答弁といたします。

○議長（深堀義昭君）

11番 瀧瀬議員。

○11番（瀧瀬栄子君）

ご答弁いただきました1項目目について再質問をさせていただきます。

窓口2割負担の導入については、令和4年11月11日に開かれました議会議員の意見交換会において10月1日から28日の間に窓口負担について1,157件、配慮措置について1,077件、その他について1,564件、合わせて3,798件の問合せがあったと報告がありました。その後、私にはお連れ合いが認知症を患われ、介護認定2となり在宅介護をされている80代の女性から、ご自身の病気治療も窓口2割負担となり、大変な思いをしているとの声が寄せられました。また80代男

性からは、窓口負担が2割になったばかりなのに、後期高齢者の保険料賦課限度額が66万円から80万円まで引き上げられるという報道があり困惑しているとの声が寄せられました。広域連合にはその後どのような声が寄せられているのでしょうか。

また、窓口負担2割導入から約5か月ほど経過しておりますが、受診抑制につながっていないかなど把握されておられるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（深堀義昭君）

事務局長。

○事務局長（本多浩志君）

再質問にお答えいたします。まず1点目の昨年10月1日以降で私ども広域連合または市町の窓口への問合せ等を、11月の意見交換会でそれまでの内容につきましてはお報告させていただきました。その後、市町の窓口で10月と11月と比べて問合せ件数等がすごく減ったということもあり、それ以降、私どもが窓口で調査をかけたということはありません。ただ、私ども広域連合にも2割負担になったということでの問合せ等については、すごく減っております。今はそういう状況でございます。

2点目の受診抑制についてですが、これは2割負担になったから病院にかかれないというふうなご意見とか問合せといったものは私どもには来ておりません。実際に11月以降も新型コロナウイルス感染症の影響で病院になかなか行きづらいという方はいらっしゃるようですけども、実際に私どもに2割になったから病院にかかれないとかそういったご意見とか、そういったものについてはない状況でございます。

以上でございます。

○議長（深堀義昭君）

11番 洲瀬議員。

○ 1 1 番（瀧瀬栄子君）

昨日の長崎新聞の声の欄に、要約はしますが、後期高齢者医療制度と介護保険の改悪が目前、比較的所得の高い人とは年収 1 5 3 万円超えが対象で、後期高齢者の約 4 割に相当、年収約 1 5 3 万円を所得が高い人とする政府の見解に驚きさえ感じますという投書が掲載されていましたが、お読みになったのでしょうか。全国保険医団体連合会のアンケートには、保険料が年々増加して物価高もあり、他で切り詰めるしかない、体のために受診しないわけにはいかない、負担が 2 倍になったので歯科はやめました。眼科は目薬を 1 日 3 回を 2 回にして診察を延ばしていますなどの声が寄せられたそうです。広域連合として、今回の 2 割負担の影響の実態を丁寧に把握し、被保険者の状況を国に伝える役割が必要であると思いますが、いかがお考えでしょうか。

また出産育児一時金の増額が政府の政策的提案であるならば、その財源の負担を国が令和 5 年度限りとして後期高齢者も含め、医療保険に新たな負担を課すのではなく、国として財政的な支出をすべきではないかと私は考えます。見解を伺うとともに、後期高齢者の負担増にならない在り方を国に求めるべきではないかと思えます。先ほどの連合長の答弁では必要な改革だということをおっしゃいましたけれども、本議会の冒頭の挨拶では国にも意見を上げていくと言われておりました。再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（深堀義昭君）

事務局長。

○事務局長（本多浩志君）

再質問にお答えいたします。2 割の影響については私どもも今後どういった影響があったのかというものについては、一旦調査をしてみたいと思います。

それと 1 5 3 万円という部分ですけれども、これは国が一定所得というものを十分

に検討した上で設定した金額だと思っております。私どもも、今回の制度見直しの基準として一定理解しているところです。先ほど申し上げましたとおり、今回の制度改革につきましては、これから先、将来にわたって、この医療保険制度を継続させていく、安定して持続させる、そのために必要な改革であるという認識を持っております。そういった中で、先ほど議員がおっしゃったとおり何か必要があれば国に対して意見を申し上げていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（深堀義昭君）

11番 淵瀬議員。

○11番（淵瀬栄子君）

2項目目についてです。昨年8月以降、連合長が広島と電話で意見交換をしていたで、広島県でも同じ考えを持って国に要望していただくという方向で進めていただいているということで大変ありがたく思います。先ほど、令和5年度の春季といたしますか、そこを1つのめどとして要望書を提出ということで進めていただくということだったのですけれども、令和3年度で見ますと7月、令和4年度で見ますと6月に厚生労働大臣に要望書が提出されておりますけれども、やはり春季で目指していただくということですから8月9日を数か月前に形として要望書を提出していただければと思います。電話での意見交換ということだったのですけれども、対面でのそういった具体的な進め方がこれからできるのかということで、予定されているのかということでお尋ねをしたいと思います。

それから交付要件の部分で、総医療費に対しての100分の3という要件がありますけれども、先ほどの議案質疑の中でお尋ねがあったときに、市町ごとに100分3ということがありました。事前に私はその分の資料を頂いておるわけですが、各

市町の状況を見ますと、既に3%、100分の3を切っているところが幾つもありますけれども、そういうところにはもう交付されないのか、市町ごとの要件はなく全体として100分の3を超えていれば交付はされるのかという確認をさせていただければと思います。

○議長（深堀義昭君）

事務局長。

○事務局長（本多浩志君）

再質問にお答えいたします。まず1点目、対面で広島県の広域連合との協議といたしますか意見交換をする予定があるのかという点につきましては、現時点では対面で意見交換をするという予定は考えておりません。ただ、今後国への要望事項となった場合は、広島県の広域連合ともお話をさせていただいた上で、必要があれば対面で意見交換をさせていただきたいと考えております。

それと2点目の市町ごとに判定するのかという部分につきましては、現時点では算定省令の中で市町ごとに計算をするとなっております。今後も、省令が変わらない限りは続けていくことになると思います。

以上でございます。

○議長（深堀義昭君）

11番 洲瀬議員。

○11番（洲瀬栄子君）

この特別調整交付金については、以前の議会の中で、この要件がそのままであれば、令和19年度までではないかということで説明があったかと思いますが、現時点で

もそのめどは変わらないのかと確認させていただいて、私としては資料を頂いているのですが、100分の3以下になっている自治体数というのをこの場で確認させていただければと思います。

○議長（深堀義昭君）

保険管理課長。

○保険管理課長（三谷浩君）

令和19年度までの見込みという部分が現行どうなっているかということでございますが、原爆特別調整交付金の見込み推計は料率を改定するときに将来の見通しがどうなるかということを知るため、料率改定をするタイミングで推計をしております。このため2年に一度しておりますので、現在は変更はないということでご回答いたします。

以上です。

○議長（深堀義昭君）

事務局長。

○事務局長（本多浩志君）

再質問にお答えいたします。令和4年度で各市町ごとに100分の3という部分を計算いたしますと、被爆者に係る給付につきましては8市町が100分の3を切っている状況でございます。体験者につきましては19の市町が100分の3を切っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（深堀義昭君）

次に、13番 山口議員。

○13番（山口欽秀君）

13番、山口が一般質問をいたします。

まず1点目ですが、健康保険証のマイナンバーカードに伴う課題についてであります。国、自治体は国民がマイナンバーカードの取得のために窓口を増やし、ポイントを付与して交付を増やしてきました。老岐市では、75歳までは75%を超える交付率であります。しかし、70歳以上を超えると50%の所持となっております。高齢者の取得はまだまだであります。マイナンバーカードの交付を受けても保険証とする手続が必要であり、全体としてもっと遅れている実情があります。老岐市でのマイナンバーカードの読み取り機の設置は大きく遅れております。長崎県老岐病院もこれからであります。設置が進んでいる薬局に行くと、利用者はほとんど今のところないという返事でありました。これが今の現状であります。これからの来年秋へ、マイナンバーカードの健康保険証を本格的運用となるのでしょうか。マイナンバーカードの交付を受けて健康保険証として登録することは高齢者にとってハードルが高いと考えます。高齢者の健康保険証として利用するには困難な人、寝込んでしまった人、認知症が進んだ人、視力が低下している人など様々な方がいらっしゃいます。このような困難を抱える方への支援はどうなるのでしょうか。高齢者にかかわらずオンライン取得システムの不具合が起きたとき、急な停電が起きたときなどの対応は現場でどうなるのでしょうか。大きな混乱が心配されますが、どのようにお考えでしょうか。

2点目について、データヘルス計画第2期の取組の評価についてお伺いします。データヘルス計画第2期は、平成30年から令和5年までの計画です。今年、令和5年度は最終評価として第3期の計画策定となっております。令和5年度はデータヘルス計画では健康医療情報を活用し、PDCAサイクルに沿った効果的、効率的な保健事

業の実施を図るとしております。データヘルス計画では、年度ごとに自己評価として事業の見直し、改善をしてきたと考えております。そこで、これまでの年度ごとの自己評価をどのような事業でどのように見直し、改善してきたかをお答えください。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（深堀義昭君）

連合長。

○連合長（田上富久君）

山口欽秀議員の質問にお答えします。

まず1点目の健康保険証のマイナンバーカードへの統合化に伴う課題についてです。

マイナンバーカードの取得状況は令和4年12月末時点で後期高齢者に対する交付枚数率は全国が57.8%、長崎県は54.0%です。またオンライン資格確認を開始した医療機関などの割合は令和4年12月25日の時点で全国で39.9%、長崎県においては38.5%という状況にあります。国においてはマイナンバーカードと健康保険証との一体化を進め、令和6年秋に健康保険証の廃止を目指す方針を掲げています。現在デジタル庁、厚生労働省、総務省の3省からなるマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会を設置して、市役所等に出向くことが困難な方などの取得時の課題、マイナンバーカードの取得していない方の医療機関での受診時の課題をはじめ様々な課題の解決に向けた議論が進められています。本広域連合としては、今後の国の動向を注視していくとともに、市町と連携して円滑な運用が進められるように努めてまいります。

次に2点目のデータヘルス計画第2期の取組の評価についてお答えいたします。データヘルス計画は、健康医療情報を活用して効果的かつ効率的な保健事業への実施を

図るために策定するものです。この計画に掲載されています個別の保健事業については、毎年度自己評価を行いながら事業に取り組んでいます。自己評価の内容については、被保険者を代表する委員などで構成する懇話会などで報告を行い、助言や指摘などいろいろなご意見等をいただいています。また市町の担当者とも担当者会議や研修会などを通じ、反省点や取組内容の情報共有を行うとともに事業内容の見直しを行い、目標の達成に努めています。

個別の保健事業についての評価ですが、令和2年度以降新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって、健康審査事業や口腔ケア事業では受診率が目標値に達していない状況になっています。一方で糖尿病性腎臓病重症化予防事業や高齢者の特性を踏まえた地域保健事業、いわゆる一体的実施事業においては実施する市町の数の増加によって目標に達しています。この評価を踏まえて健康診査事業では、健康状態不明者への受診勧奨に加え、74歳に特定検診の受診歴があり、75歳で後期高齢者の健康診査の受診歴がない方へ受診勧奨の対象の拡大を行い、また口腔ケア事業につきましては、これまでの直近の2年間、歯科の診療が未受診であった方を対象に受診勧奨を行っていたものを、直近1年間の未受診の方とする勧奨対象の拡大を行って、令和4年度における受診率の向上に努めています。令和5年度は現行の第2期データヘルス計画の最終年度となります。併せて、第3期データヘルス計画を策定する年度でもあります。第3期データヘルス計画は、第2期データヘルス計画の最終評価を令和5年度の上半期に行って、その評価を踏まえて策定することとしています。被保険者の皆様がこれからも元気に生活していけるように、広域連合としてより効果的かつ効率的な保健事業に取り組んでいくための第3期データヘルス計画を策定したいと考えております。

以上、本壇からの答弁といたします。

○議長（深堀義昭君）

13番 山口議員。

○13番（山口欽秀君）

マイナンバーカードの保険証の問題ですが、壱岐市の場合ですが、マイナンバーカードの取得が75%超、高齢者は50%ということで、高齢者がどうしても遅れる、どうしても取得できないと、なおかつ保険証化をするという点でも市役所窓口で進めておりますが、70歳以下でも30%台です。また、高齢者は20%ということです。それから医療機関の読み取りもかなり遅れているということで、病院の設置は1件だけという状態ですので、実際に利用者がまだないという状態です。ですから今後利用が増えたときということもあるのですが、国は資格確認書の発行ということで切り抜けるということによっており、今の国会に提出されるそうですが、今の時点で高齢者がマイナンバーカードの保険証を取得したり、していなくて病院へ受診するときに資格確認書で済ますというか、そういう方向で何かつかんで見えることがあれば1つお伺いしたいというのと、実際にマイナンバーカード保険証を使った場合、壱岐市の場合はまだ実際に例がないわけですから不具合が出ているという事例はありませんが、全国的にいくと、新聞報道ですがオンラインシステムが起動しなかったとか、読み取らなかったとか、カードリーダーの不具合で保険証を無効判断したとかというようなこととか、一番最悪の場合は災害時とか何かで停電したとか、そういう医療にかかったときの実際に保険証としてマイナンバーカード保険証が機能しない場合の対応も今後の課題なのか、今つかんで見えるところでお聞かせ願えますか。

○議長（深堀義昭君）

事務局長。

○事務局長（本多浩志君）

再質問にお答えいたします。マイナンバーカードの保険証利用の部分につきましては連合長が答弁でも申し上げましたとおり、現在、国で様々な課題にどう対応していくのかという部分について検討をされております。そういった国の検討状況を私どもとしては注視していきたいと考えております。先ほど議員がおっしゃったマイナンバーカードの申請、保険証利用の申請を各市町の窓口で職員が補助をしながら受け付けをするといった、それぞれの市町が独自に取り組んでいただいております。そういった状況もございますので、現時点で取得率といいますか発行率が低いというのがあるとは思いますが、ただ各市町はそれを多く発行する、申請を受け付け、マイナンバーカードを交付することに積極的に取り組んでいる現状がございますので、それを私どもは見ていきたいと考えております。

2点目のオンラインシステム、病院側のほうですけれども、議員がおっしゃるとおりマスコミ等ではそういった読み取りができなかったとか、そういった報道がなされております。私ども広域連合に医療機関から、被保険者もそうですけれども、そういった情報としては入っておりません。病院側での状況、これについても何か課題があるということであれば、その点についても現在国で検討をしている最中と聞いておりますので、その点を私どもは注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（深堀義昭君）

13番 山口議員。

○13番（山口欽秀君）

交付に当たって、国は交付率で交付金を増やしたり減らしたりということで、カードの普及で給食費を有料にするとか無料にするとか、いろいろともめている実態もあ

りますが、あくまでやはりこれは自主的なものですから、便利さを押しつけてということにならないようにと思います。それとやはり、今後幾ら普及が進んだとしてもどうしても使い切れない、使うことに困難を抱える人がいるわけですから誰一人取り残さないという観点に立って進めるべきだと思います。今後、国が細かくいろいろなマニュアルを作って出すと思いますので、的確に市町村に提供していただく、周知されることをお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次にデータヘルス計画についての問題ですが、健康で長生きをするということでのいろいろな事業であるというふうに見直しながらやられてきていたということですが、とりわけ長崎県の場合、1人当たりの医療費が高いということで、これをどうされるかということだったり、健康寿命が短いという状況の中で様々な事業が取り組まれているわけですが、生活習慣病で重症化しないとかそのようなことでの取組でしたが、成果を上げている事業があつて、今後もというような点がありますならお聞かせください。

○議長（深堀義昭君）

事務局長。

○事務局長（本多浩志君）

再質問にお答えいたします。私どもが保健事業として取り組んでいる幾つかの事業、この中でも「お口いきいき口腔ケア事業」というのがございます。この事業についてはやはり75歳を超えて高齢になる方、なった方が口・歯が健康であるということで、体も健康になると、これは県歯科医師会のご協力をいただきながら取り組んでいる事業でございます。県歯科医師会からもこの口腔ケア事業につきましては、やはり受診をしていただく方も増えてきているし、これで健康になるということで、懇話会などの会議の場でも、非常によい事業だということでお言葉をいただいたりもしております。

す。これについては、今後もやはり私どもとしても取り組むべき事業ではないかなと
考えているところです。

以上でございます。

○議長（深堀義昭君）

13番 山口議員。

○13番（山口欽秀君）

今、言われた健康で長生きをするための取組というのをやはりしっかりと、老岐市でも健康診断が徐々に増えておりますが、まだ2割という状況で、健康なときから自己管理をしっかりとするということが必要だと思います。それが長生きをして元気でいられるということですが、どうしても高齢になれば病気をすると、医者にかからざるを得ないということですので、データヘルス計画をただ読んでおりますと長崎県は入院1件当たりの医療費が高い、入院を減らすことが医療費の伸びの抑制につながるという文章があり、入院医療費は医療供給体制の影響が大きい、医療供給体制の影響の1つに病床が多いからだというようにデータヘルス計画の中にあります。病床が多いからという立場で、病床を減らすのかということでは十分な医療体制を確保できないと考えるわけです。このあたりの病床が多いということで、今後の第3次データヘルス計画をされると、やはり問題があると思うのですが、そのあたりの病床を減らすではなくて、病床をしっかりと確保しながら先ほど言われたしっかりとした健康保持のための取組を続けて医療費を抑えるという立場を堅持されるのかどうかをお答え願えますか。

○議長（深堀義昭君）

企画監。

○企画監（中村浩二君）

データヘルス計画の今お話しいただいたのは、第2期計画を策定するときの医療費の分析に基づく記述だと思います。確かに長崎県は入院の1人当たりの医療費が高い傾向にあります。後期高齢者医療としましてはその中で、骨折によって入院されるといった方が多いので、骨折の予防と、これはフレイルの予防にもつながると思いますが、介護も含めてということになります。一体的実施事業によりまして市や町と力を合わせてこういった骨折の予防を進めていく必要があるのではないかと考えております。そのあたりの詳しいことは来年度、第3期計画を策定するときに、また改めて情報の分析をしまして第3期データヘルス計画に盛り込んでいければと考えております。

以上でございます。

○議長（深堀義昭君）

以上で一般質問を終わります。

お諮りいたします。今定例会において議決されました各案件につきましては、その条項、字句、その他の整理を要するものにつきまして、議会会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。それにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（深堀義昭君）

ご異議ないと認めます。よってこれらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、今定例会に付議された事件は全部終了いたしました。

これにて閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

= 閉会 午後 3 時 5 2 分 =

上記のとおり会議録を調製し署名する。

議 長 深堀 義昭

署名議員 百武 辰美

署名議員 五輪 清隆